

2018年9月26日 全9頁

金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望

今回は、つみたて NISA1 年延長・相続財産譲渡時課税の見直しも要望

金融調査部
研究員 是枝 俊悟

- 2018年8月31日、金融庁は「平成31年度 税制改正要望項目」（以下、金融庁要望）を公表した。
- 金融庁要望では、NISA 制度の恒久化が2017年度から引き続き掲げられている。今回は、「つみたて NISA」については、2019年以後も20年の積立投資ができるよう、「新規投資が可能な期間」を1年延長することも掲げられた。
- NISA の利便性向上の観点からは、海外転勤時等の継続利用、成年年齢引下げに伴う対応等も掲げられている。
- 上場株式等の相続税に係る見直しも2016年度から引き続き掲げられている。今回は、相続により取得した上場株式等を譲渡した際、当該上場株式等の取得費に相続税額を加算できる措置につき、現行の期間制限（相続税の申告期限日から3年以内の譲渡）の撤廃も掲げられた。

[目次]

税制改正のスケジュール	2 ページ
1. NISA 制度の恒久化	2 ページ
2. NISA 制度の利便性向上等	3 ページ
(1) 海外転勤時等の継続利用	
(2) 成年年齢引下げに伴う対応	
(3) ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化	
(4) 一般 NISA とつみたて NISA の切り替え手続きの簡素化	
3. 上場株式等の相続税に係る見直し	5 ページ
(1) 相続税評価額の価格変動リスクの考慮	
(2) 相続した株式に係る取得費加算の見直し	
4. 上場株式等の配当所得等に係る住民税の申告簡素化	8 ページ
5. その他の要望事項	9 ページ

税制改正のスケジュール

2018年8月31日、金融庁はウェブサイト「平成31年度 税制改正要望項目」¹を公表した。各省庁から寄せられた税制改正要望は財務省（国税関係）および総務省（地方税関係）で取りまとめられ、ウェブサイト²に一覧が掲載されている（本稿では、これらのウェブサイトに公表された2019年度の金融庁の税制改正要望を総称して「金融庁要望」と表記する）。

今後、秋から年末にかけて与党内の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望、および消費税率の10%への引上げ実施の最終確認と税率引上げ後の需要減対策等が議論される見込みである。

例年通りのスケジュールであれば、12月中旬ごろに、与党税制調査会により「平成31年度税制改正大綱」が決定・公表され、2019年度の税制改正の大枠が固まることになる。もっとも、消費税率引上げ時期の延期が検討されることとなった場合は、大綱の決定時期も流動的になることが考えられる。

1. NISA 制度の恒久化

金融庁要望には、NISA 制度の恒久化が掲げられた。金融庁は、一般NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAの3つの制度の総称を「NISA 制度」と呼んでおり、本レポートでもこれに倣う。

NISA の恒久化というと「新規投資が可能な期間の恒久化」と「非課税で保有できる期間の恒久化」の2つの意味があるが、金融庁要望で掲げられたのは前者と考えられる³。

NISA 制度の恒久化は、2017年度⁴・2018年度も金融庁は要望していたが、実現に至っていない。2019年度の要望では、従来の要望に加えて、「『つみたてNISA』については、開始時期にかかわらず、20年間の長期・積立・分散投資のメリットを享受できるよう、制度期限（2037年）を延長することを併せて要望」している。

「つみたてNISA」は、長期間の時間分散投資を行うことで、「高値掴み等のリスクを軽減しリターンの安定化が可能になる」として、2017年度に金融庁が要望し2018年から導入されたものである。2017年度の金融庁の要望では「国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布」として、「20年の保有期間では、投資収益率2～8%（年率）に収斂」することを示し、20年間の積立投資を行う意義を主張していた⁵。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf>

² 財務省：https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/index.htm

総務省：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/h31_youbou01.html

³ 金融庁要望で明記はされていないが、「時限措置であるため、制度の持続性の確保を求める声が多い」としていることから、「新規投資が可能期間」について恒久化を要望しているものと考えられる。

⁴ 2017年度の税制改正要望時点では「つみたてNISA」はなかったため、「一般NISA」と「ジュニアNISA」の恒久化を要望していた。

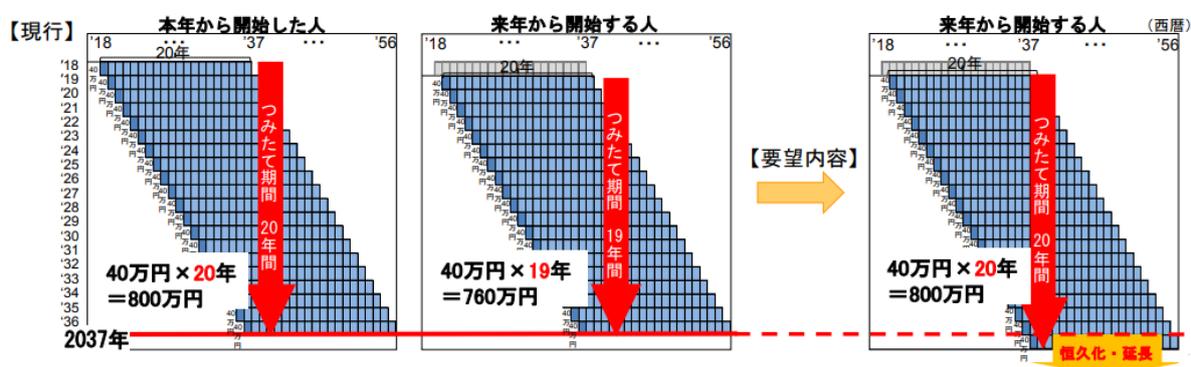
⁵ 金融庁「平成29年度 税制改正要望項目」

<https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf>

しかし、2018年に「つみたてNISA」を利用開始した人は「つみたてNISA」で20年間の積立投資を行うことができるが、2019年から「つみたてNISA」を利用開始する人は、(現行法の制度期限は2037年であるので)「つみたてNISA」での積立投資は19年間しか行うことができなくなる。

そこで、金融庁は「つみたてNISA」を利用開始した時期にかかわらず20年間の積立投資が行えるよう、「つみたてNISA」の制度期限の恒久化とともに、少なくとも制度期限の1年延長も要望している。

図表1 つみたてNISAの制度期限の延長・恒久化



(出所) 金融庁「平成31年度 税制改正要望項目」(平成30年8月)

2. NISA制度の利便性向上等

金融庁は、NISA制度の利便性向上等として、①海外転勤時等の継続利用、②成年年齢引下げに伴う対応、③ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化、④一般NISAとつみたてNISAの切り替え手続きの簡素化、の4点を要望している。

(1) 海外転勤時等の継続利用

NISA制度は国内居住者⁶が利用できるものであり、非居住者はNISA制度を利用することができない。このため、NISA制度を利用している者が出国し非居住者となる場合、出国までに口座を開設している金融機関に出国届出書等を提出し、非課税口座を廃止しなければならない(非課税口座で購入していた上場株式などは課税口座に払い出さなければならない)。

一度出国により非課税口座を廃止した人が、その後、国内に戻ってきた際には、非課税口座を再度開設することはできるが、出国時に課税口座に払い出された上場株式などを非課税口座に戻すことはできない。

⁶ ただし、非居住者であっても恒久的施設(PE)を有する者はNISA制度を利用できる。本レポートでは、以後、非居住者は恒久的施設を有しないものとして扱う。

このため、金融庁は「NISA 口座保有者が、海外転勤等により一時的に出国する場合など、日本を離れている間であっても引き続き NISA 口座を利用できるようにすること」を要望した。

個人投資家より「つみたて NISA の 20 年という長い非課税期間であれば、現代の会社員であれば、海外赴任になることが高確率で起こる」として、「海外赴任の際にも、現行 NISA⁷、つみたて NISA の口座を維持できるようにして欲しい。積み立ても継続できる制度として欲しい。」という要望が挙がっており、金融庁の要望はこれを受けたものと考えられる⁸。

もっとも、金融庁の要望が実現した場合でも、日本の非居住者（すなわち、外国の居住者）が上場株式の配当を受け取る際などには、居住地国にて課税される可能性がある点には留意する必要がある。

（２）成年年齢引下げに伴う対応

金融庁は、「成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA 制度の利用開始年齢を引き下げることを」を要望している。

民法が改正され、2022 年 4 月 1 日以降、成年年齢は 20 歳から 18 歳に引下げられる⁹。現在のところ一般 NISA・つみたて NISA の利用可能年齢を 20 歳以上、ジュニア NISA は 20 歳未満であるが、金融庁の要望はこれらを 18 歳以上、18 歳未満に変更するものと考えられる。

（３）ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化

金融庁は、「NISA 口座で保有する上場株式等を他の年分の非課税管理勘定に移管する際に提出するロールオーバー移管依頼書について、電磁的方法による提出の簡素化を図ること」を要望している。

現行法令上、一般 NISA・ジュニア NISA においてロールオーバーを行う際には¹⁰、移管依頼書を提出する必要があるが、これは原則書面で提出する必要があり、web 上（電磁的方法）で提出する場合にはマイナンバーカード（または住基カード、以下同じ）内に格納された電子証明書を用いた公的個人認証を行う必要がある。金融庁の要望は、web 上でロールオーバー手続きを行う場合に、公的個人認証を不要とするものと考えられる。

⁷ 原文ママ。一般 NISA と同義。

⁸ 金融庁「個人投資家からの税制改正要望 BEST5」（2017 年 9 月 10 日開催「つみたて NISA フェスティバル 2017」の資料）

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-2/16.pdf>

⁹ 田村統久・小林章子「民法改正（成年年齢引き下げ）の概要」（2018 年 7 月 11 日、大和総研レポート）参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711_020198.html

¹⁰ つみたて NISA においてはロールオーバーはできない。

(4) 一般 NISA とつみたて NISA の切り替え手続きの簡素化

金融庁は、「『一般 NISA』勘定と『つみたて NISA』勘定の期中における変更手続きについて簡素化を図ること」を要望している。

現行法令上、一般 NISA を利用する投資家が「つみたて NISA」を利用するよう切り替える場合（勘定変更）には、「異動届出書」を提出することとなっているが、その異動届出書は、投資家が切り替えを希望する年の前年末までに提出しなければならないと規定されている（「つみたて NISA」の利用者が一般 NISA を利用するよう切り替える場合も同様である）。

もっとも、一般 NISA または「つみたて NISA」について、その年において一度も買付を行っていない場合は、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いて、取扱金融機関を変更することは認められており、当該金融機関を変更する際に利用する際に勘定変更することも認められている。

このため、（取扱金融機関を変更せずに）当年中に勘定変更をしたい投資家については、実務上、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いた切り替え手続きが行われている。ただし、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いた勘定変更の場合、税務署による確認が必要となり、一定期間を要する場合がある。

金融庁の要望は、当年中の勘定変更についても「異動届出書」で手続きできることとし、スムーズに勘定変更を行えるようにするものと考えられる。

3. 上場株式等の相続税に係る見直し

(1) 相続税評価額の価格変動リスクの考慮

金融庁は「高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと」を要望している。これは、2016 年度税制改正から引き続き要望しているものの実現に至っていないものである。

上場株式等に限らず、相続財産については相続後、遺産分割協議等を経るまで譲渡できない実態がある。相続時（被相続人の死亡日）から 10 ヶ月後の相続税の納付期限日までには遺産分割を終えている必要がある¹¹。この期限に向けて遺産分割協議を調えることが考えられ、相続時から遺産分割協議等を終えるまでに概ね 10 ヶ月弱の期間がかかっているものと推測される。

相続時から遺産分割協議等を経て実際に譲渡可能になるまでの間に、相続財産の価格は変動することが考えられる。この点について、土地・建物などの不動産、ゴルフ会員権などの資産については、実際の取引価格よりも割り引いて評価する規定が設けられており、価格変動リスクを考慮したものとなっていると考えられる¹²。

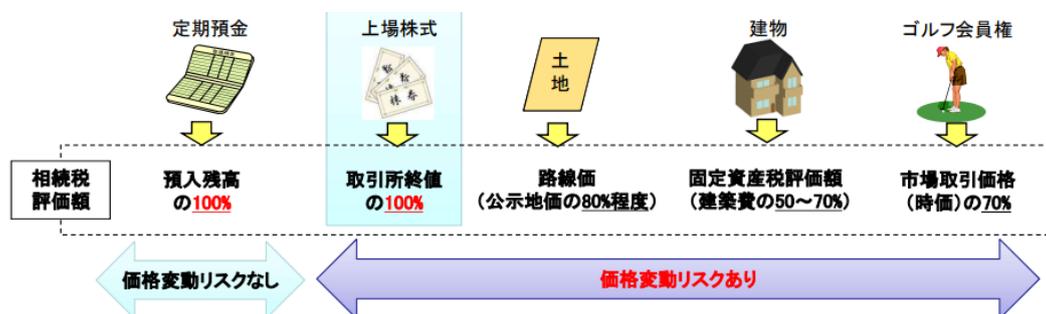
¹¹ 相続税の納付期限日までに遺産分割が確定していない場合は、仮計算による申告・納税後、遺産分割確定後に修正申告を行うこととなるが、各種の特例の適用を受けられなくなる可能性がある。

¹² 不動産は、「価格変動リスク」といっても、相続以後に価格そのものが大きく変動するというよりは、流動性

しかし、上場株式等については原則として相続時点の時価で評価され¹³、相続日後の価格変動リスクを考慮したものとはなっていない¹⁴。

金融庁は「上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるため、実際に相続税を納付する時点で価格が下落してしまうリスクがあるところ、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利な評価となっているとの声もあり、相続税によって高齢者の資産選択に歪みを与えているとの指摘もある」として、「高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する」ために、「相続税の負担感の差により、国民の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税の見直しが必要」としている。

図表 2 上場株式と他の資産の評価方法の比較



(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

(出所) 金融庁「平成 30 年度 税制改正要望項目」(平成 29 年 8 月)

(2) 相続した株式に係る取得費加算の見直し

2019 年度の要望では、さらに、「相続した株式の譲渡における相続税（株式分）の取扱いに関する見直し」の要望も行っている。

わが国の所得税では、相続等により取得した財産は取得費（簿価）を引き継ぐ。他方、相続税の課税の際には、相続時の時価をもとに相続税が課税される。このため、含み益が出ている資産を相続した者が、その財産を譲渡した場合、相続時の含み益部分については、相続税と所得税の両方の課税対象となる二重課税が行われている。

例えば、被相続人が 1,000 円（図表 3 の A）で株式を取得し、その株式の時価が 2,000 円のとときに相続が行われたとする。このとき、相続人には、相続時の時価である 2,000 円（B）をもと

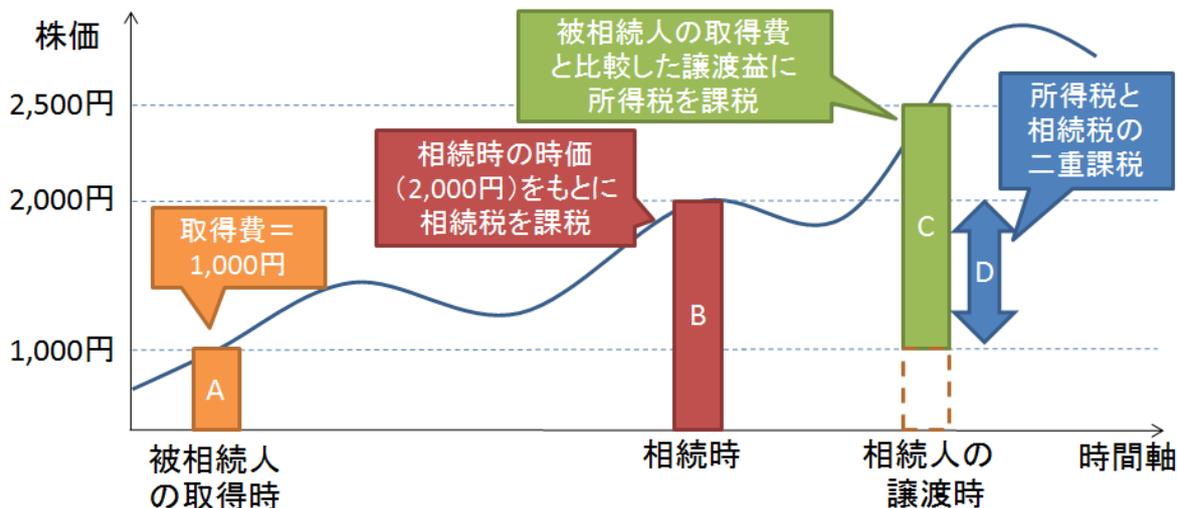
が低いために売却方法によって売値が大きく変動するという意味合いが強い。

¹³ 上場株式については、①相続発生日当日の終値、②相続のあった月の終値の平均、③相続の前月の終値の平均、④相続の前々月の終値の平均のうち最も低い価額で評価する規定はあるが、これはあくまで「相続日前」における急激な価格変動があった場合に対処する価格評価の規定であり、「相続日後」の価格変動リスクを考慮したものではない。株式投資信託については、「相続日前」の価格変動リスク考慮規定もなく、相続日の基準価格そのもので評価することとなっている（ただし、解約時の源泉税、解約手数料等の金額は控除できる）。

¹⁴ 上場株式等は（新興市場の一部銘柄を除けば）ほぼ毎営業日取引が成立し価格が公表されており「一物一価」といえる状況にあり流動性リスクは低い。しかし、その価格は日々大きく変動するため、いつ売却するかによって売値に不確実性がある。不動産と上場株式等では「価格変動リスク」の意味合いは異なるが、いずれにしても売値に不確実性がある点は変わらないので、価格変動リスクのない財産と比べて評価を割り引く規定が必要であるものと考えられる。

に相続税が課される。その後、相続人が2,500円でその株式を譲渡した場合、相続人は被相続人の取得費1,000円との差額である1,500円(C)に対して所得税が課される。図表3を見ると、相続時の含み益部分の1,000円(D)については、相続税と所得税が二重に課税されていることが確認できる。

図表3 相続等により取得した株式の二重課税の例

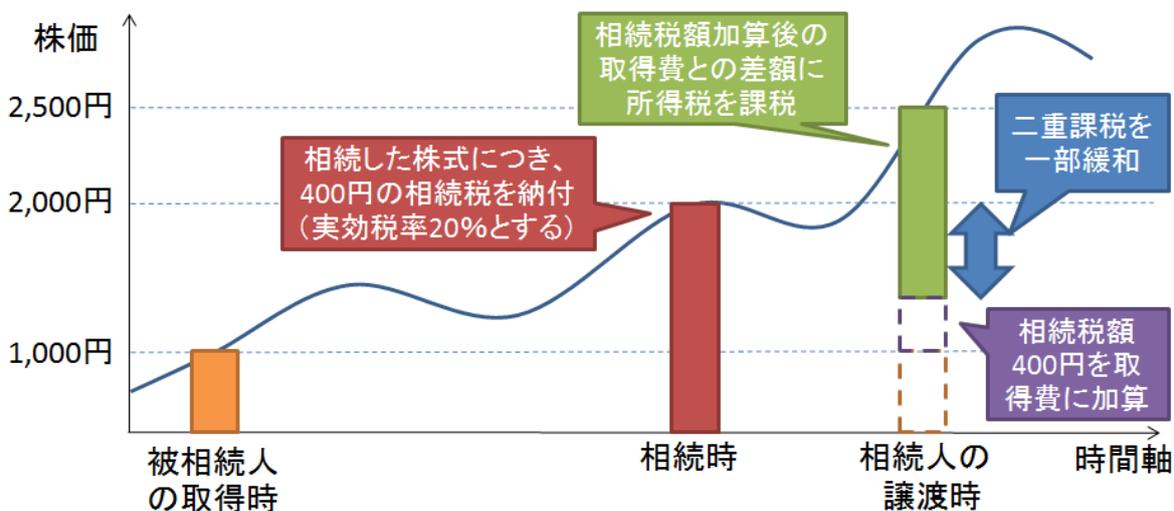


(出所) 大和総研作成

相続税額の取得費加算は、相続・遺贈（以下、相続等）により取得した財産を相続税の申告期限日から3年以内に譲渡した場合、当該財産の取得費に、当該財産分の相続税相当額を加算できる規定である（租税特別措置法第39条）。

すなわち、図表3の例で相続した株式にかかる相続税額が400円であったとすると、図表4のように、相続人の譲渡時の所得税の課税対象が、相続税額加算後の取得費（1,400円）と譲渡の対価（2,500円）の差額の1,100円となる。図表3と比較すると、所得税と相続税が二重に課税される部分（青色の矢印部分）が緩和されていることが分かる。

図表4 相続税額の取得費加算が行われる場合の例



(出所) 大和総研作成

相続税額の取得費加算の規定は、昭和 45（1970）年度の税制改正に創設された。創設当時は相続税の申告期限日から 2 年以内の譲渡が対象であったが、平成 6（1994）年度の改正により、相続税の申告期限日から 3 年以内の譲渡に延長されて現在に至っている。相続税額の取得費加算の規定が適用されるのは株式に限らず、土地、建物など、譲渡所得の課税対象となるあらゆる相続財産¹⁵が対象である。

金融庁は、この取得費加算の規定について、「3 年以内に売却しなければ、当該相続税分は全く考慮されないことから、相続後、3 年以内の株式売却を助長している（税制が国民の資産選択を歪めている）との指摘がある」とし、「世代を通じた長期の株式保有を促す観点から、当該売却期間に関する制限（3 年以内）を撤廃し、国民の資産選択に歪みを与えない（相続後の株式売却を助長しない）よう、税制を整備すること」を要望している。

4. 上場株式等の配当所得等に係る住民税の申告簡素化

金融庁は、上場株式等の配当所得等に係る住民税の申告簡素化を要望している。

上場株式等の配当所得については、申告不要制度、申告分離課税、総合課税の 3 つから、上場株式等の譲渡所得については、（源泉徴収ありの特定口座を利用している場合）申告不要制度と申告分離課税の 2 つから、納税者の任意で課税方式を選択できる。

これらの課税方式について、2017 年度税制改正において、所得税と住民税で同じ課税方式を選択しなくてもよく、異なる課税方式を選択できることが明確化された。

所得税と住民税で異なる課税方式を選択すると、同じ課税方式を選択する場合よりも納税者が税負担や社会保険料負担を抑えられるケースがある¹⁶。しかしながら、所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、（住民税で申告不要制度を選択する場合であっても）税務署に提出する所得税の確定申告書とは別に、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。

このため、金融庁は、「特に、『国税では申告、地方税では申告不要』を選択する場合に、市区町村にその旨（申告しないこと）を申告することは、納税者にとって過剰な負担となっている」とし、「国税の確定申告書に、『配当及び譲渡所得の地方税に係る申告不要』の記載欄を追加することにより、国税の確定申告のみで手続が完了するよう、地方税法において所要の措置を行う」ことを要望している¹⁷。

¹⁵ 取得費加算の規定は譲渡所得のみに適用できるため、株式の譲渡による所得が事業所得または雑所得となる場合は、適用できない。

¹⁶ 是枝俊悟「上場株式等の住民税の課税方式の解説（法改正反映版）」（2018 年 2 月 1 日、大和総研レポート）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180201_012718.html

¹⁷ 金融庁要望には明示されていないが、上場株式等（特定公社債等）の利子所得について、申告不要制度と申告分離課税の 2 つから課税方式を選択する場合も同様の問題が生じており、上場株式等の利子所得についても同様の対応が望まれる。

5. その他の要望事項

このほか、金融庁は以下の要望を行っている。

図表5 その他の要望事項

項目	概要	日切れ 関係	国税 No.	地方税 No.
証券関係	金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること		18	15
	証券口座に係るマイナンバーの付番に関し、経過措置終了以降の対応について所要の措置を講じること	○	7	12
	2020年1月施行予定の投資信託の外国税額控除制度につき円滑な実施のため所要の措置を講じること		21	16 (注2)
	事後交付型の株式報酬について、特定口座に受け入れ可能とすること		8	8
	日本版レベニュー債の利子非課税制度の延長	○	14	
	日本版スクークに係る非課税措置の延長	○	13	
	海外投資家のレボ取引非課税措置の延長、取引対象に外国債券を追加	○	20	
	投資法人(Jリート)等に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置の拡充及び延長	○	26	22
	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	○		21
国際課税	過大支払利子税制の見直しを行う場合、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること		3	6
	外国子会社合算税制(CFC税制)につき、租税回避目的がない本邦金融機関等の外国子会社等の所得が合算課税を受けないよう所要の措置を講じること		4	2
銀行・ 信託関係	教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、事務手続きの簡素化	○	22	
	結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化	○	23	
	信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係の明確化		17	4
	協同組織金融機関に係る一括評価金債権の割増特例措置の恒久化	○	10	13
	金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	○	11	
	地方の信金・信組が事業用固定資産につき減損損失を計上した際、損金算入できるようにすること		12	3
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ		16	9
	破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長	○		19・20
	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	○		18
保険関係	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	○		23
	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	○	6	11
	生命保険料控除制度の拡充		5	7
	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		15	
その他	保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持(事業税)			14
	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化	○	19	17
	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除の拡充		25	
	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長	○	24	

(注1)「日切れ関係」は、適用期限が切れる措置につき延長等を要望しているものに「○」を付している。「国税No.」および「地方税No.」はそれぞれ財務省・総務省ウェブサイトにおける要望項目の番号である。

(注2) 現行法令では地方税には投資信託の外国税額控除制度は導入されないが、金融庁は「地方税についても、当該措置に対して必要な対応を検討すること」を要望している。

(出所) 金融庁「平成31年度 税制改正要望項目」(平成30年8月)、財務省・総務省ウェブサイトをもとに大和総研作成

【以上】